

## 新型コロナウイルスによる感染症の 疑いのあるお客様の乗船について

お客様が新型コロナウイルスによる感染症に罹患している場合、航海中にご本人の症状が重症化する懸念があり、また他のお客様や乗組員への感染のおそれがあるため当社運送約款の規定により、

- 新型コロナウイルス感染者の『濃厚接触者』と特定された者
- 乗船時に体温が37.5度以上である者
- その他次の基準に該当する者

である場合は、症状の有無にかかわらず、ご乗船をお断りいたします。

(基準)

2020.2.17に厚生労働省が示した次の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安を適用します。

一般の方	風邪症状や37.5度以上の発熱	4日以上続いた場合
	強い倦怠感(だるさ)	症状があった場合
	呼吸困難(息苦しさ)	
重症化のおそれの高い人	高齢者	風邪症状や発熱が 2日程度続いた場合
	糖尿病や心不全、呼吸器疾患 などの持病がある人・透析患者	
	免疫抑制剤や抗がん剤などを 使っている人	
	妊婦	